

医政総発0729第1号
医政支発0729第1号
令和8年7月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について」（通知）の一部改正について

社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求については、「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について」（平成31年3月28日付け医政総発0328第1号、医政支発0328第1号厚生労働省医政局総務課長、医療経営支援課長連名通知）において、社会保険診療報酬と同一の基準により計算すべき範囲等を示しているところであるが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正したため通知する。

なお、本改正通知の「2①ウ 在留外国人の診療に当たり必要となる多言語対応に要する費用（通訳の手配料や翻訳機の使用料等）（通知2(5)エ）」については、その考え方として、「在留外国人が増加しているとともに、言語の問題で診療に際しより多くの人員・時間を要することがある。在留外国人がその診療内容を的確に理解し、納得した上で医療を受けられる環境を整備するため」（令和8年1月9日中央社会保険医療協議会資料・総－2）の費用であることが示されていることを申し添える。

ついては、貴職におかれても、これを御了知の上、貴管下医療機関及び関係団体等へ周知いただくようお願いする。